

宮城県内の死亡労働災害事例（2018. 2）

（建設業労働災害防止協会宮城県支部）

敷鉄板のダンプ積込み中に挟まれ死亡			
発生年月	平成30年2月23日 午前8時頃		
業種	その他の土木工事業	事業場規模	1~9人
事故の型	激突され	起 因 物	つり荷(移動式クレーン)

発生状況	<p>工事用仮設作業道として設置していた敷鉄板の積込み作業中、クレーン機能付きドラグショベル(以下移動式クレーンと言う)で吊った敷鉄板がダンプの荷台上で引っかかり動かない状態となった。当該移動式クレーンを運転していた被災者が運転席から降り、自らダンプ後方のあおりを下ろしたところ、敷鉄板が振り子状に動き、被災者の胸部に激突し、背後の移動式クレーンとの間にはさまれた。</p>
災害原因と災害防止対策	<p>(原因)</p> <ol style="list-style-type: none"> 荷を吊ったまま運転席を離れダンプのあおりを下げたこと。 荷の大きさに比べダンプの荷台が狭かった。 敷鉄板を一点吊りで吊っていた。 当該移動式クレーンの定格荷重を超える荷重をかけて使用していた。 移動式クレーンの運転資格を有していなかった。 <p>(類似災害防止対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 関係車両、荷の形状に合わせた作業計画を作成すること。 100 kg以上の重量物を貨物自動車に積卸する場合は、作業指揮者を定め、安全な作業手順等を決定させ、直接作業を指揮させること。 荷の重量・形状に合致した移動式クレーン、運搬車両を準備すること。 移動式クレーンの有資格者を配置し、クレーンモードへの切替等必要な措置を徹底させること。 玉掛作業では、有資格者を配置し、敷鉄板等荷の形状により安全な方法を選択させること。また、荷が不安定な状態で作業員を荷に近づかせないこと。
備考	<p>平成28年9月にも、クレーン機能付きドラグショベルで、ダンプに敷鉄板を積込み作業中、荷台上で玉外しを行おうとしていた作業員が、振れた敷鉄板に激突され死亡する事故が発生してる。</p>



